

## 熊本市の区域区分の変遷

区域区分制度（いわゆる線引き制度）とは、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分するものである。

本市では昭和46年5月18日に当時の熊本都市計画区域に線引き制度を導入し、平成24年4月1日には植木町、城南町、富合町※を熊本都市計画区域に編入し、一体の都市計画区域として線引きを行った。



■ 線引きにより市街化調整区域が指定されれば・・・

○市街化を抑制すべき区域であるため、原則として開発行為・建築行為は認められない。

○無秩序な市街化を促進しないものであれば、都市計画法の許可を得ることで、開発行為・建築行為が可能となる場合がある。